

要件事項	<p>＜航空／海上業務＞</p> <p>消費税に係る軽減税率対応</p>
機能概要	<p>＜変更前仕様＞</p> <p>① 1 申告中において異なる消費税に係る内国消費税等種別コードの入力が不可であるため、標準税率と軽減税率を混在した申告をすることができない。</p> <p>② 消費税において、品目と内国消費税等種別コードの組み合わせの申告の可否を制御できない。</p>
	<p>＜変更後仕様＞</p> <p>① 1 申告中において異なる消費税に係る内国消費税等種別コードの入力を可能とすることにより、標準税率と軽減税率の混在した申告を可能とする。</p> <p>② 消費税において、品目と内国消費税等種別コードの組み合わせの申告可否の制御を可能とする。</p>

1. 変更内容

消費税及び地方消費税の内国消費税等種別コード及び税率設定

表 1 軽減税率の管理

適用開始日 (適用終了日)	消費税+ 地方消費税	消費税			地方消費税		
		受入科目 コード	内国消費税等 種別コード	税率	受入科目 コード	内国消費税等 種別コード	税率
2014年4月1日 (2019年9月30日)	8%	F	F 2	6.3%	A	A 2	消費税の 17/63 (約 26.9%)
2019年10月1日	10%	F	F 4	7.8%	A	A 4	消費税の 22/78 (約 28.2%)
	8%	F	F 3	6.24%	A	A 3	消費税の 22/78 (約 28.2%)
・ F 3 の税率は消費税及び地方消費税が 8% の場合の例							

(1) オンライン業務の変更

(A) 輸入申告（少額関税無税）の変更

(a) 輸入申告（少額関税無税）において軽減税率の適用を可能とするため、以下変更する。

- ① 申告等種別コードが Y（少額関税無税）において、内国等種別コード欄を X（入力不可）から C（任意入力）に変更し（関税定率法第 14 条第 18 号（98 類品目）に該当する品目以外の場合に必須入力とする。）、入力された内国消費税等種別コードが存在することのチェックを追加する。
- ② 画面コード（ASD）の画面テンプレートに内国消費税等種別コード欄を表示するよう変更する。（別紙「別紙 01_仕様変更 項番 6N-19-001_IDA (ASD) 画面イメージ」参照）
- ③ 「輸入申告事項呼出し（IDB）」業務の呼出し結果（輸入申告（少額関税無税）事項登録情報）について、申告等種別コードが Y（少額関税無税）の場合に、内国消費税等種別コード欄を出力するよう変更する。
- ④ 「輸入申告変更事項呼出し（IDD）」業務の呼出し結果（輸入申告（少額関税無税）変更事項登録情報）について、申告等種別コードが Y（少額関税無税）の場合に、内国消費税等種別コード欄を出力するよう変更する。
- ⑤ 内国消費税等種別コード欄に入力が無い場合には、既存機能と同様に輸入申告（少額関税無税）用コードから自動補完するが、入力があった場合には入力値を優先する。98 類品目が入力された場合の関税減免税コード欄への補完はそのままとする。

(B) 修正申告業務及び関税等更正請求業務の変更

(a) 「修正申告事項登録（AMA）」業務、「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務において 1 申告（または 1 請求）で異なる消費税及び地方消費税を示す内国消費税等種別コードを入力可能とするよう変更する。

具体的なプログラム変更点は以下の通り

内国消費税等修正申告前（更正請求前）種別コード、内国消費税等修正申告後（更正請求後）種別

コード欄に先頭1桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

【プログラム変更前】

- ・1修正申告（更正請求）内で複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。

【プログラム変更後】

・同一欄内の内国消費税等修正申告前（更正請求前）種別コードで複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。

・同一欄内の内国消費税等修正申告後（更正請求後）種別コードで複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。

（例）1申告において、01欄：「F3」「A3」、02欄：「F4」「A4」の入力は可能
ただし、1欄の中で異なる消費税及び地方消費税を示す内国消費税等種別コードの入力は不可（他の内国消費税等種別と同様）（修正申告（更正請求）の前後で異なることは可能）。

（例）以下①②のような入力は不可。

① 01欄：(1)「F3」、(2)「A4」 ※1欄内で消費税と地方消費税の税率が異なる

② 01欄：(1)「F3」、(2)「A3」、(3)「F4」、(4)「A4」 ※1欄内に複数の税率が存在する

以下の③のような入力は可能。

③ 01欄：(1)修正申告前「F3」、(1)修正申告後「F4」

(C) 軽減対象外品目に対する軽減税率適用の内国等種別コードの入力を不可とするチェックの追加

以下の業務にて輸入品目コードが軽減税率適用対象品目以外でかつ、内国消費税等種別コードが軽減税率対象のコードの場合に、エラーとなるよう入力チェックを追加する。

- ①「輸入申告事項登録（IDA）」業務*¹
- ②「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務*¹
- ③「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ④「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）（OTA）」業務
- ⑤「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）（OTA01）」業務
- ⑥「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ⑦「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務
- ⑧「インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録（IVB02）」業務

（*1）少額関税無税は除く

ただし、IDA業務（少額関税無税）、「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務、「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務、AMA業務及びKKA業務については、品目コード10桁と内国消費税等種別コードの組合せチェックが行えないため、入力依存となる。

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ・「輸入申告事項呼出し（IDB）」業務
- ・「輸入申告変更事項呼出し（IDD）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ・「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）（OTA）」業務
- ・「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）（OTA01）」業務
- ・「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ・「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務
- ・「インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録（IVB02）」業務
- ・「修正申告事項登録（AMA）」業務
- ・「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務

3. 特記事項

(1) 個別項目

- ① パッケージソフトのバージョンアップが必要。
- ② 仕掛かり中の輸入申告事項登録情報または輸入申告情報をプログラムリリース後にIDBまたはIDD業務で呼出した場合、内国消費税等種別コード欄にはF2が出力される。仕掛かり中の輸

入申告事項登録情報について「F2」の適用終了日以降にIDC業務により輸入申告（本申告）を実施した場合エラーとなる。

- ③ 蔵出輸入申告、蔵出輸入（引取・特例）申告、移出輸入申告、総保出輸入申告または輸入申告（沖縄特免）（いずれの申告もBPは含まない）の場合、申告業務以降の輸入許可となる業務まで適用法令チェックが行われるため、内国消費税等種別コードがF2の仕掛かり中の申告に対して10月以降に申告変更業務や領収確認業務が行われた場合エラーとなる。
- ④ 蔵出輸入申告、蔵出輸入（引取・特例）申告、移出輸入申告、総保出輸入申告または輸入申告（沖縄特免）以外の場合、輸入申告実施以降は適用法令チェックが行われないため、内国消費税等種別コードがF2の仕掛かり中の申告に対して10月以降に申告変更業務や領収確認業務が行われた場合でもエラーとならない。

4. リリース予定日／サービス開始予定日

2019年09月15日（日）保守時間帯リリース

2019年09月15日（日）04：00～端末資材配信開始

2019年10月01日（火）00：00～サービス開始